

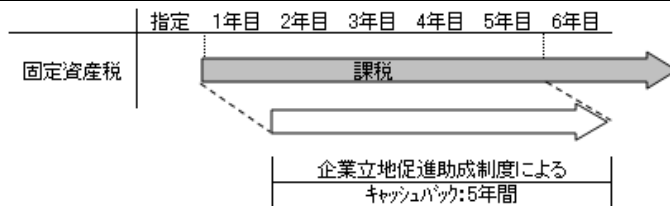
## 1. 雇用加算制度の拡充

	従来の制度			⇒	新制度		
	交付要件	加算額			交付要件	加算額	
		正規	非正規			正規	非正規
製造業	20名以上	30万	なし	20名以上	60万	なし	
研究開発	5名以上	30万	なし	5名以上	60万	なし	
特定コールセンター等	20名以上	30万	10万	20名以上	60万	10万	
データセンター等	雇用加算なし			5名以上	60万	なし	
広域集客	雇用加算なし			5名以上	60万	なし	
クリエイティブ	雇用加算なし			5名以上	60万	なし	

## 2. 復興特区制度との連携

復興特区制度と連携し復興推進計画に基づく産業集積を一層促進するため、従来実施してきた「重点分野」、「加算地域」及び「重点加算地域」による助成期間の加算措置を廃止し、「復興特区加算」として、復興特区制度の指定事業者に対し基本助成期間（3年間）を2年間延長し、計5年間とする加算措置を実施し、固定資産税相当額を助成します。

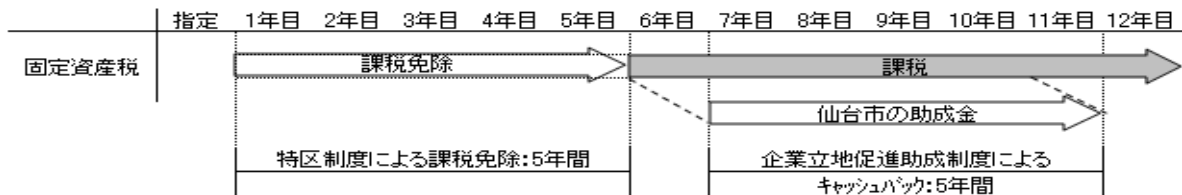
	従来の制度	⇒	新制度
助成要件	投下固定資産相当額1千万円～1億円以上		投下固定資産相当額1千万円～1億円以上
基本助成	固定資産税等相当額3年間		固定資産税等相当額3年間
加算措置	重点分野4年間 加算地域4年間、重点加算地域5年間		復興特区指定事業者5年間



### ◎復興特区制度に基づく固定資産税免除措置との連携

復興特区制度の指定事業者のうち、設備投資に関する優遇措置（東日本大震災復興特別区域法第37条、39条、40条による指定）をうけた事業者は、同制度に基づき固定資産税が指定後5年間免除されます。

今回の改正では、固定資産税の免除措置終了後の5年間を助成対象期間とすることで、固定資産税を実質10年間免除するに相当する制度とします。



## 3. 高機能物流施設を助成対象業種に追加

大規模な雇用創出が見込める物流関連施設を「高機能物流施設」として、雇用創出効果が大きい業種を対象とした「特定コールセンター・バックオフィス等立地促進助成金」の対象業種に追加します。

### 高機能物流施設

顧客に商品やサービスを直接提供する用途に供さない施設で、主に商品等の仕分け、保管、管理等を集約的に行う事業所であって、かつ、200人以上を雇用する事業所をいう。